

徳島県議会議会改革検討会議
結果報告書

平成28年3月

目 次

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置	1
2 検討の経緯及び概要	1
3 主な検討の成果	5
議会改革行動計画（第2期）（案）	7
<参考資料>	
徳島県議会会議規則第128条第2項本文の 規定による協議等の場の設置	3 1
徳島県議会議会改革検討会議要綱	3 2
徳島県議会議会改革検討会議 委員名簿	3 3

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置

徳島県議会議会改革検討会議は、徳島県議会基本条例第30条第3項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、平成27年5月18日に臨時的に設置されたものである。

会議は公開で行い、合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととし、平成28年3月までの約1年間、全8回にわたって会議を開催し検討を行った。

2 検討の経緯及び概要

第1回検討会議（平成27年5月18日）

（1）座長・副座長の選出について

座長に岩丸正史議員、副座長に丸若祐二議員を選出した。

（2）会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開で行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね1年間とした。

検討会議での決定事項は、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととした。

（3）議会改革行動計画（第1期）の進捗状況について

事務局から、前任期の議会改革行動計画の進捗状況について報告があった。

（4）検討の方法について

前任期の議会改革行動計画の内容をそのまま継承した、第2期の議会改革行動計画（案）をもとに、各会派から追加・変更を提案し、それらの提案について協議を進めていくこととした。

第2回検討会議（平成27年6月5日）

（1）各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案し、説明を行った。

第3回検討会議（平成27年7月2日）

（1）議員提案政策条例の検証について

前任期に制定した議員提案政策条例の検証を行うこととした。

（2）表決態度の公表について

各議員の議案・請願に対する表決態度を議会ホームページで公開することとした。

（3）決算認定議案の早期議決について

12月定例会の閉会日に議決していた決算認定議案を、12月定例会の開会日に議決することとした。

（4）決算認定委員の配分の見直しについて

所属人数が4人未満の会派については、決算認定委員会についても、常任・特別委員会と同様に、原則として任期中に全ての委員会に所属できるよう割り当てることとした。

（5）委員会の県内・県外視察のあり方について

県内視察については充実することとし、事務局においてたたき台を作成し、次回以降に協議を進めることとした。

県外視察については、現状どおりとした。

（6）出前委員会（意見交換会）の開催について

出前委員会（意見交換会）を実施することとし、事務局においてたたき台を作成し、次回以降に協議を進めることとした。

第4回検討会議（平成27年9月11日）

（1）選挙区等検討委員会の早期設置について

平成28年2月に予定されている国勢調査の結果を待って、設置について検討を行うこととした。

（2）通年会期の導入について

引き続き検討を行うこととした。

（3）代表・一般質問のあり方について

「対面式演壇の採用」及び「本会議場に映像装置（スクリーン等）の設置」について、引き続き検討を行うこととした。

(4) 委員会のあり方について

「予算委員会の開催」について、引き続き検討を行うこととした。

(5) 委員会等の視察報告について

会派の視察報告について、積極的な情報発信に努めることとした。

第5回検討会議（平成27年10月9日）

(1) 議会費の見直しについて

「費用弁償の見直し」について、引き続き検討を行うこととした。

(2) 情報公開及び政務活動費に関わる議会事務局の体制強化について

現状どおりとした。

(3) 議会運営に係る会派の見直しについて

現状どおりとした。

(4) PCやタブレットの使用について

現状どおりとした。

(5) 県民への広報のあり方について

現状どおりとした。

(6) その他の提案について

「議員控室の禁煙化及び喫煙場所の確保」について、引き続き検討を行うこととした。

(7) 県内視察の充実について

事務局から「委員会の県内視察の見直し案」の提出があり、次回の検討会議において協議を行うこととした。

(8) 出前委員会（意見交換会）の開催について

事務局から「県民との意見交換会実施要領案」の提出があり、次回の検討会議において協議を行うこととした。

第6回検討会議（平成27年11月25日）

- （1）基礎自治体議会との協議の場の設置について
引き続き検討を行うこととした。
- （2）陳情の審議について
現状どおりとした。
- （3）夜間・休日議会の開催について
現状どおりとした。
- （4）委員会室での直接傍聴について
現状どおりとした。
- （5）委員会のインターネット中継について
引き続き検討を行うこととした。
- （6）議員控室の禁煙化及び喫煙場所の確保について
今後の検討課題とした。
- （7）県内視察の充実について
「委員会の県内視察の見直し案」により実施することとした。
- （8）出前委員会（意見交換会）の開催について
「県民との意見交換会実施要領案」により実施することとした。

第7回検討会議（平成28年2月12日）

- （1）議会改革行動計画（第2期）について
事務局からこれまでの検討会議における検討結果に基づき作成した案の提出があり、協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

第8回検討会議（平成28年3月10日）（予定）

- （1）選挙区等検討委員会の設置について
来年度の会長・幹事長会において選挙区等検討委員会の設置について検討
いただくよう、要望することとした。
- （2）結果報告書について
座長案に基づき協議を行い、結果報告書を決定した。

3 主な検討の成果

検討の結果、新たに実施が決まった主な事項は次のとおりである。

議会改革行動計画（第2期）の策定

議会においてこれまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定める「議会改革行動計画（第2期）」を策定した。

議員提案政策条例の検証

前任期において9件の議員提案政策条例を制定しているが、これらの条例が県民生活に与えた効果・影響について、「徳島県議会政策条例検討会議」において検証を行うことを決定した。（平成27年度から実施）

表決態度の公表

議員個人の政治的責任の明確化、また、議員の活動に対して県民の評価が的確になされるよう、各議員の議案、請願に対する賛否状況を県議会のホームページで公表することを決定した。（平成27年12月定例会から実施）

決算認定議案の早期議決

決算審査を早期化することにより、その結果を翌年度の予算や政策遂行に迅速に反映させるため、決算認定議案の議決時期を12月定例会の閉会日から開会日に変更することを決定した。（平成27年度から実施）

決算認定委員の配分の見直し

決算認定委員会の活性化を図るため、所属議員が4人未満の会派についても、常任・特別委員会と同様に、原則として任期中に各決算認定委員会に所属できるよう割り当てることを決定した。（平成27年度から実施）

出前委員会（意見交換会）の開催

委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図るため、委員会の県内視察において、関係団体、関係者等との意見交換会を実施することを決定した。（平成28年度から実施）

議 会 改 革 行 動 計 画 (第2期)

(案)

議会改革行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、近年、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、これまでも「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところである。

特に、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」においては、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組む、

- ・ 徳島県議会基本条例の制定
 - ・ 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定
 - ・ 政策条例検討組織の設置
- などを新たに実施したところである。

さらに、議会は自治体の意思を決定する場であることから、「議会は自治体の最高責任者」であるとの認識の下、今後とも、本県議会が、県民の負託に全力で応えるため、それまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って施策を実施することとした。

今回策定した「議会改革行動計画（第2期）」については、平成27年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・ 議員の議案、請願に対する賛否状況の公表
 - ・ 出前委員会（意見交換会）の実施
 - ・ 議員提案政策条例の検証
- などを新たに実施することとしたところである。

2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

3 計画期間

行動計画（第2期）の計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
 - I 議会機能の強化
 - II 効果的な議会運営
 - III 開かれた議会

5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ 議会機能の強化

II 効果的な議会運営

- ・ 効果的な議会運営
- ・ 本会議の効果的な運営
- ・ 委員会の効果的な運営

III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民の意思の反映
- ・ 県民への情報発信

【重点戦略1】

議 会 機 能 の 強 化

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
1 議会基本条例の制定 ●県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。 ○議会基本条例の制定 ②4制定	推進			
2 議員定数の検討 ●地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足る適正な議員定数等について検討を行います。				
3 議会改革の推進 ⑨ ●議会改革を推進し、県民に開かれた県議会とするため検討組織を設置し、実現可能なものから改革に着手するとともに、改革すべき事項のとりまとめを行います。 ○議会改革検討会議の設置 ②7設置（設置期間1年間） ⑨ ●改革すべき事項を「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた県議会」と体系的に分類した議会改革行動計画（第2期）を策定し、議会改革を推進します。 ○議会改革行動計画（第2期）の策定 ②7策定 ●議会基本条例に、議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。 ○議会改革の進行管理と見直しの推進	設置・推進			
	策定・推進			
	推進			

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
⑧ ●政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、不正受給が二度と発生し得ないよう、政務活動費制度の抜本的な見直しを図ります。 ○政務活動費のあり方検討会議の設置 ⑳設置（設置期間1年間） 4 監視・評価機能の強化 ●県行政に係る基本的な計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。 ○基本計画議決条例の制定 ㉒制定 5 政策提言・政策立案機能の強化 ●二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置します。 ○政策条例検討会議の設置 ㉒設置 ●住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。 ○有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取 ⑨ ●議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。 ○議員提案政策条例の検証 ㉒実施 ●代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。 ●議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。 ○意見書議決数 ㉒ 13 件 → ㉒ 52 件（累計）	設置・推進			
	推進			
	推進			
	推進			
	実施・推進			
	推進			
	推進			
	13 件	26 件	39 件	52 件

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。 ○「政策研究会」の開催 ・開催件数 ②⑥ 7 回 → ③⑩ 20 回（累計）	推進			→
⑨ ●徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理します。 ○3団体による連携協定の締結 ②⑦締結 ○県議会正副議長、各議長会会長・副会長等からなる連絡調整会議の開催 ②⑧実施 ②⑥ — → ③⑩ 3 回（累計）	締結・推進			→
●県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。 ○自由民主党・県民会議 ○明政会 ○新風・民主クラブ ○日本共産党 ○公明党県議団 ○和の会	推進			→
●特定の県政課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。 ○議員連盟数 ②⑦ 治水・利水を考える議員連盟、南海地震対策議員連盟など 18 団体	推進			→
●四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。 ○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ①②設立 ○四国観光議員連盟 ②⑩設立 ○四国公共交通議員連盟 ②④設立	推進			→

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●会期中いつでも執行機関に対し文書で質問ができる文書質問制度を活用し、議員の活発な議論を通じ、議員による政策提言の促進を図ります。 ○文書質問件数 ②⑥ 9 件 → ③⑩ 16 件（累計）	推進			
	4 件	8 件	12 件	16 件
●議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。 ○議会事務局委託調査件数 ②⑥ 309 件 → ③⑩ 1000 件（累計）	推進			
	250 件	500 件	750 件	1000 件
●「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。 ○「新聞ダイジェスト」の活用 ○「調査レポート」の活用	推進			
●議会図書室の蔵書や資料数の増加など、議会図書室の充実を図ります。 ○県立図書館のレファレンス機能（※）の有効活用 ※）資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など ○県議会ホームページにおける議会図書室コーナーの充実 ・新着図書情報の提供 ・新着資料情報の提供 ○議会図書室の充実 ・蔵書数 ②⑥ 6,820 冊 → ③⑩ 7,200 冊（累計） ・資料数 ②⑥ 14,091 冊 → ③⑩ 14,700 冊（累計）	推進			
	6,900 冊	7,000 冊	7,100 冊	7,200 冊
	14,250 冊	14,400 冊	14,550 冊	14,700 冊

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。 ○大学と議会との連携数（累計） ②⑥ 2 大学 → ③⑩ 2 大学 ○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ②⑥ 6 人 → ③⑩ 16 人 ○大学生の議場見学出席者数（累計） ②⑥ 85 人 → ③⑩ 280 人 ○調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数（累計） ②⑥ 0 件 → ③⑩ 4 件 ○本会議傍聴への出席学生数（累計） ②⑥ 11 人 → ③⑩ 44 人 ○委員会視聴への出席学生数（累計） ②⑥ 9 人 → ③⑩ 36 人 ○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ②⑥ 69 人 → ③⑩ 240 人 ○議会ホールの提供（累計） ②⑥ 1 件 → ③⑩ 4 件	推進			
	2 大学	2 大学	2 大学	2 大学
	4 人	8 人	12 人	16 人
	70 人	140 人	210 人	280 人
	1 件	2 件	3 件	4 件
	11 人	22 人	33 人	44 人
	9 人	18 人	27 人	36 人
	60 人	120 人	180 人	240 人
	1 件	2 件	3 件	4 件

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
6 議会機能の強化				
● 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。	推進			→
● 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。	推進			→
○ 全国都道府県議会議長会				
○ 四国4県議会正副議長会議				
○ 中国四国9県議会正副議長会議				
○ 近畿2府8県議会議長会議				
○ 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県議会議長会議				
○ 財政基盤強化対策県議会議長協議会				
○ 地すべりがけ崩れ対策都道県議会協議会				
○ 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会				
○ 離島振興対策都道県議会議長会				
● 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。	推進			→
○ 徳島県議会新型インフルエンザ対策ガイドライン ②①策定				
○ 大規模地震発生時の議会対応 ②③策定				
○ 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領 ②③策定				
● 厳しい財政状況の下、財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。	推進・ 検討			→
○ 議員報酬の見直し ①⑥より削減継続				
○ 費用弁償の見直し ①⑨より削減継続				

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。 ㊦ ○政策法務担当室長の配置 （総務課法務文書室長の兼任） ㊦配置 ○総務課法務文書室室長補佐の兼任 ○政務調査機能の体制強化 調査課を政策調査課に変更 ○議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㊦ TPP、地方創生など5チーム ●県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。	推進			→
	推進			→

【重点戦略2】

効果的な議会運営

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
1 効果的な議会運営				
●議会日程を早期に公表することにより、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上に努めます。 ○議会日程の早期公表 （閉会日前の議会運営委員会において、次の定例会の日程案を公表）	推進			
●代表・一般質問における質問項目を質問前日にホームページへ掲載することなどにより、県民サービスの向上に努めます。 ○質問項目のホームページ前日掲載 ○傍聴者ロビーへ質問項目一覧表を掲示	推進			
2 本会議の効果的な運営				
●本会議の開会時間を早めることにより、効率的な議会運営に努めます。 ○10時開会	推進			
●定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることにより、円滑な議会運営と議会の活性化に努めます。 ○通年会期の導入	検討			
●本会議での「質疑」や「討論」を活用し、議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。	推進			

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●代表・一般質問において、答弁内容を掘り下げた再問を積極的に活用するなど、質問形態等の多様化を図り、議会の活性化を推進します。 ○代表・一般質問のあり方の検討（再問の積極的活用） ○知事等への反問権の付与 ○対面式演壇の採用 ○スクリーンを使用した発言補助資料	検討			→
●本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。 ○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置 ○議案のホームページ公開	推進			→
⑧ ●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。 ○表決態度の公表 ②⑦実施	実施・推進			→
⑧ ●決算認定議案の議決時期を早めることにより、翌年度予算への迅速な反映を図ります。 ○12月定例会開会日の議決 ②⑦実施	実施・推進			→
3 委員会の効果的な運営				
●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。 ○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ○モニター室における委員会説明資料の配置	推進			→
●委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。	推進			→

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。 ○視察結果のホームページへの掲載	推進			
●委員会のあり方の検討や、複数委員会所属制度の導入などを行い、委員会の活性化を図ります。 ○複数委員会への所属 ○予算委員会の開催 ○総合県民局関係の総務委員会または南部・西部総合県民局関係委員会の開催 ○請願・陳情関係者からの意見聴取	検討			
⑨ ●決算認定委員を所属議員4人未満の会派にも配分することにより、決算認定委員会の活性化を図ります。 ○決算認定委員の配分の見直し ②⑦実施	実施・推進			
●委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化や経費節減を図ります。 ⑨ ○県内視察の充実 ②⑧実施	検討	推進・検討		
⑨ ●委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。 ○出前委員会（意見交換会）の実施 ②⑧実施	検討	実施・推進		

【重点戦略3】

開 か れ た 議 会

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
1 県民への説明責任 ● 政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。 ② ○政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ② 実施 ② ○政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ② 改訂 ○政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ○政務活動費の収支報告書のホームページ掲載 ● 県民意思を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲） ○自由民主党・県民会議 ○明政会 ○新風・民主クラブ ○日本共産党 ○公明党県議団 ○和の会 ② ● 会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。 ○会派の視察結果の積極的な公表 ② 実施 ● 特定の県政課題について調査研究を行うため、超党派の議員で組織する議員連盟の活動を積極的に推進します。（再掲） ○議員連盟数 ② 治水・利水を考える議員連盟、南海地震対策議員連盟など 18 団体	推進			
	推進			
	実施・推進			
	推進			

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●四国の共通の課題について調査研究を行う広域の議員連盟の活動を推進します。（再掲） ○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ⑫設立 ○四国観光議員連盟 ⑳設立 ○四国公共交通議員連盟 ㉔設立 ⑨ ●委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲） ○出前委員会（意見交換会）の実施 ㉔実施 2 県民の意思の反映 ●広く県民の要望をくみ取るため、請願・陳情制度の周知に努め積極的に活用します。 ○請願件数 ㉔ 22 件 → ㉔ 80 件（累計） ○陳情件数 ㉔ 27 件 → ㉔ 80 件（累計） ●広く県民の要望をくみ取るため、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメールの周知に努め、積極的に活用します。 ○パブリックコメントの実施 ○県民アンケートの実施 ○議長へのメール	推進			
	検討	実施・推進		
	推進			
	20 件	40 件	60 件	80 件
	20 件	40 件	60 件	80 件
	推進			

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
3 県民への情報発信				
●開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。	推進			
○記者会見の実施				
●本会議・委員会の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。	推進			
○本会議傍聴者数 ②⑥ 2,420 人 → ③⑩ 9,000 人（累計）	2,250 人	4,500 人	6,750 人	9,000 人
○委員会視聴者数 ②⑥ 1,249 人 → ③⑩ 5,600 人（累計）	1,400 人	2,800 人	4,200 人	5,600 人
●本会議開催時において議案等を配置するなど、積極的な情報公開を行います。（再掲）	推進			
○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置				
○議案等のホームページ公開				
⑨				
●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。（再掲）	実施・ 推進			
○表決態度の公表 ②⑦実施				
●委員会の審議をインターネットで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。	検討			
○委員会のインターネット中継				
●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲）	推進			
○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開				
○モニター室における委員会説明資料の配置				

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲） ○視察結果のホームページへの掲載	推進			→
●ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。 ○ケーブルテレビ放映社数 ②⑥ 17社 → ③⑩ 17社 ○CATVで視聴可能な市町村数 ②⑥ 23市町村 → ③⑩ 23市町村	推進			→
	17社	17社	17社	17社
	23市町村	23市町村	23市町村	23市町村
●議会情報を積極的にホームページ等で公表することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。 ②⑦ ○議員の議案、請願に対する賛否状況のホームページ公開 ②⑦実施 ○議案等のホームページ公開（再掲） ○質疑項目のホームページ前日掲載（再掲） ○委員会記録や委員会説明資料のホームページ掲載（再掲） ○委員会視察結果のホームページ掲載（再掲） ②⑦ ○会派視察結果の各会派ホームページ等での公開（再掲） ②⑦実施 ○正副議長による定例記者会見のホームページ掲載 ○議会図書室の新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載（再掲） ○議会ホームページのアクセス数 ②⑥ 90,179件 → ③⑩ 340,000件（累計） ○本会議インターネット中継のアクセス数 ②⑥ 2,204件 → ③⑩ 9,200件（累計）	推進			→
	85,000件	170,000件	255,000件	340,000件
	2,300件	4,600件	6,900件	9,200件

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
○本会議の会議録検索システムのアクセス数 ⑳ 24,666 件 → ㉓ 100,000 件（累計）	25,000 件	50,000 件	75,000 件	100,000 件
○県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページの リンク設定 ㉒ 24 件 → ㉓ 24 件	24 件	24 件	24 件	24 件
○「議会のしおり」（リーフレット）配付数 ㉒ 794 部 → ㉓ 4,000 部（累計）	1,000 部	2,000 部	3,000 部	4,000 部
○「議会の概要」（冊子）配付数 ㉒ 400 部 → ㉓ 1,600 部（累計）	400 部	800 部	1,200 部	1,600 部
㊦ ○政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームペー ジ掲載（再掲） ㉒実施				
○政務活動費の収支報告書のホームページ掲載（再掲）				
○議会関係予算のホームページ掲載				
○議員連盟活動のホームページ掲載				
●議会活動等の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する 「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うこと により、県民の議会に対する理解を推進します。	推進			
○「県議会だより」における広報特集記事の掲載				
○テレビスポット・ラジオスポットの有効活用				
○「県議会だより」録音版の有効活用				
●議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピ ールします。	推進			
○「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用				

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、議会活動展示パネル展や議会コンサート等を開催するとともに、大学との連携により、「開かれた議会」の一層の推進を図ります。 ○議会活動展示パネルの設置 ②⑥ 4回 → ③⑩ 16回（累計） ○議会コンサート等の開催 ②⑥ 2回 → ③⑩ 8回（累計） ○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ②⑥ 6人 → ③⑩ 16人（再掲） ○大学生の議場見学出席者数（累計） ②⑥ 85人 → ③⑩ 280人（再掲） ○本会議傍聴への出席学生数（累計） ②⑥ 11人 → ③⑩ 44人（再掲） ○委員会視聴への出席学生数（累計） ②⑥ 9人 → ③⑩ 36人（再掲） ○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ②⑥ 69人 → ③⑩ 240人（再掲） ○議会ホールの提供（累計） ②⑥ 1件 → ③⑩ 4件（再掲）	推進			
	4回	8回	12回	16回
	2回	4回	6回	8回
	4人	8人	12人	16人
	70人	140人	210人	280人
	11人	22人	33人	44人
	9人	18人	27人	36人
	60人	120人	180人	240人
	1件	2件	3件	4件

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主 要 事 業 名 ・ 事 業 概 要 ・ 数 値 目 標	工 程 （ 年 度 別 事 業 計 画 ）			
	H27	H28	H29	H30
●子供から大人まで多くの県民に議会の役割や仕組みを理解してもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施することにより、より一層の「県民に開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。 ○県議会小学生社会見学ツアーの実施 (26) 15 校 → (30) 56 校（累計） ○夏休み親子県議会体験会への参加組数 (26) 24 組 → (30) 72 組（累計） ○議会見学会の実施 (25)実施 (26) 7 回 → (30) 28 回（累計） ○県立総合大学校との連携による認定講座 ・ 講座開設数 (26) 13 講座 → (30) 52 講座（累計） ・ 参加者数 (26) 116 人 → (30) 240 人（累計）	推進			→
	14 校	28 校	42 校	56 校
	18 組	36 組	54 組	72 組
	7 回	14 回	21 回	28 回
	13 講座	26 講座	39 講座	52 講座
	60 人	120 人	180 人	240 人
●スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。 ○県議会表彰の実施	推進			→

< 参 考 資 料 >

徳島県議会会議規則第二百二十八条第二項本文の規定による協議等の場

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
徳島県議会議会 改革検討会議	徳島県議会基本条例 （平成二十五年徳島 県条例第一号）第三 十条第三項の規定に 基づき、議会改革行 動計画について調査 し、及び審議するこ と。	会派（所属議員が四人以上の ものに限る。以下同じ。）の 会長がそれぞれの会派の所属 議員のうちから指定する者。 この場合において、当該指定 する所属議員の人数は、会派 間の協議により定める。	座長

徳島県議会議会改革検討会議要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）第二百一十八条第二項本文の規定により協議等の場として設けられた徳島県議会議会改革検討会議（以下「会議」という。）について、同条第四項の規定に基づき運営その他必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第二条 会議に座長及び副座長各一人を置く。

2 座長及び副座長は、会議において互選する。

(招集)

第三条 会議は、座長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 会議は、構成員の半数以上が出席するとともに、各会派（所属議員が四人以上のものに限る。）から一人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(構成員以外の出席者)

第五条 議長及び副議長は、必要があると認めるときは、会議に出席し、発言できるものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員のほか、所属議員が三人以下の会派からそれぞれ一人の議員を会議に出席させることができる。

(代理出席)

第六条 会派は、構成員が会議に出席できないときは、他の議員を代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した議員は、構成員とみなす。

(議事)

第七条 会議は、座長が議事を整理する。

(記録)

第八条 座長は、職員をして、会議の日時、出席者の氏名、会議の概要等を記載した記録を作成させるものとする。

(座長の職務代行)

第九条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは副座長が、座長及び副座長にともに事故があるとき又は座長及び副座長がともに欠けたときは年長の構成員が、この要綱に定める座長の職務を行う。

(傍聴)

第十条 会議は、議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し退席を求めることができる。

(報告)

第十一条 座長は、会議の協議又は検討が終了したときは、結果報告書を議長に提出しなければならない。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成二十七年五月十八日から施行する。

2 最初の会議の招集については、第三条及び第九条の規定にかかわらず、議長がこれを行う。

3 この要綱は、第十一条に規定する結果報告書を議長に提出した日限り、その効力を失う。

徳島県議会 議会改革検討会議 委員名簿

職 名	氏 名	会 派 名	備 考
座 長	岩 丸 正 史	明 政 会	
副 座 長	丸 若 祐 二	自 民 党 ・ 県 民 会 議	
委 員	檜 本 孝	自 民 党 ・ 県 民 会 議	
委 員	北 島 勝 也	自 民 党 ・ 県 民 会 議	
委 員	南 恒 生	自 民 党 ・ 県 民 会 議	
委 員	岡 佑 樹	明 政 会	
委 員	岡 田 理 絵	明 政 会	
委 員	庄 野 昌 彦	新 風 ・ 民 主 ク ラ ブ	
	川 端 正 義	議 長	オブザーバー
	重 清 佳 之	副 議 長	オブザーバー
	上 村 恭 子	日 本 共 産 党	オブザーバー
	古 川 広 志	公 明 党 県 議 団	オブザーバー
	長 池 文 武	和 の 会	オブザーバー
	山 西 国 朗	無 所 属	オブザーバー (第1回～第6回参加)